

活動助成

募集要項

令和7〔2025〕年度

※助成期間：令和8(2026)年4月1日 – 令和9(2027)年3月31日



目次

趣旨	2
助成の概要	3
1. 助成の対象分野	3
A. 宗教的精神に基づく社会・平和活動	3
B. 地域で展開される草の根活動	3
2. 今年度(2025年度)の募集対象に関する方針（重要）	4
3. 助成の決定方法	5
4. 助成金額	5
5. 助成期間	5
6. 助成終了後に求められるもの（報告書等）	5
7. 助成の流れ（概要）	5
8. 日程	5
お問合せ	6

趣旨

平和の実現は、私たち人類全ての願いです。

今日多くの国々で、多くの人々が平和への惜しみない努力を続けております。

にもかかわらず、現実には依然として問題が山積しており、これらの問題にいかに対処していくかが現代における私たちの課題であります。

平和を阻害する要因には、個人、家庭、地域社会、国家のレベルから、自然環境の問題に至るまで様々な要因が存在します。しかし、いずれにせよ問題の根底には人間自身のあり方が関係しているといつても過言ではありません。このようなときに、心の平安と寛容を説く宗教の役割もまた重要であるといわなければなりません。

庭野平和財団は、こうした視点に立って、宗教の相互理解と協力を促進するとともに、宗教的精神に基づいて平和社会実現のために積極的な取り組みを続けている人々の活動を支援し、連携を深めようとするものであります。従って、特定の宗教を支援するものではなく、諸宗教の独自性を相互に尊重し合い、寛容の精神を基本としながら、平和・共生の社会を実現することを目指したいと考えます。

本財団の活動助成は、宗教的精神に基づいて行われる活動を対象とし、広い社会からの参加をえて、これを積極的に奨励していくことを目的とするものであります。

*当財団の活動助成の助成資金は、平成16年度より、立正佼成会・一食平和基金からの指定寄附によるものです。

助成の概要

1. 助成の対象分野

宗教的精神に基づいて行われる平和のための活動(A 又は B)を対象とします。

A. 宗教的精神に基づく社会・平和活動

宗教的精神に基づく社会活動とは、神仏への畏敬の念から発して、広く社会及び個人の生活における物心両面の福祉に寄与することを志向する活動を意味します。

具体的には、特定の宗教の枠を越えて展開されている平和のための教育・開発協力・環境保護・人権擁護・高齢化問題への対策等の活動を指します。

B. 地域で展開される草の根活動

様々な団体・個人が共に深い精神性をもって展開され、地域のエンパワーメントを創生する活動に助成を行います。既存の枠にとらわれない、新しい価値観の創造を期待します。

具体的には、地域で展開される草の根の活動が、国内外の人々を助けることにどうつながるのかを意識する活動、つまり「地球的規模で考え、足元から実践する」活動を指します。

※ 助成の対象として望ましい活動

- a. 短期的あるいは長期的に平和の実現に直接関係する実践的な活動
- b. 活動の成果が、助成対象の分野あるいは他の分野の活動に波及効果を及ぼし、平和の実現に、先見的・創造的な示唆を与えるもの
- c. 予算規模が比較的小さな団体

なお、以下の点にも注目しています。

- ・ 活動の対象が具体的であり、また深刻な社会課題であること
- ・ 活動が新しく効果的な内容で取り組まれていること
- ・ 活動終了後、その活動の結果が持続的に拡大・継続していく仕組みを有すること

※ 助成の対象とならない活動

- a. 特定の宗教団体ための活動
- b. 特定の政治団体の理念に立脚した活動
- c. 営利を目的としている、あるいは活動の結果が直接営利に結びつくような活動
- d. 会議の開催のみを目的としている活動
- e. 出版活動（当財団の被助成者がその活動成果を刊行する場合は考慮します）
- f. 獲得金及び留学のための助成

2. 今年度(2025年度)の募集対象に関する方針（重要）

2025年度の募集においては、以下の条件を満たす団体または個人のみを対象とします。

組織としての応募者

(1) 団体の基本的要件

国籍を問わず、日本国内に事務所（支部・支所を含む）および職員の両方を有する組織（日本における「実質的拠点（physical presence）」を有する組織）を対象とします。

ただし、日本に単に代理人や通訳が居住している場合、または海外に本部を置く団体が、日本国内担当の代表者を本部内に置くだけの場合、あるいは日本国籍の職員を雇用しているだけの場合は、この条件を満たすものとはみなしません。

(2) 言語に関する条件

申請書および報告書は、申請者自身が日本語で作成したものでなければなりません。

日本語以外の言語による提出は受理いたしません。

(3) 活動場所に関する条件

上記の(1)と(2)の条件を満たしている限り、活動対象地の国や場所は問われません。

(4) 活動の受益者に関する条件

上記の(1)と(2)の条件を満たしている限り、国籍や民族は問われません。

個人としての応募者

(1) 個人応募者の基本的要件

応募者は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ・ 国籍を問わず、一定期間日本に居住している者
- ・ または、日本国籍を有し、現在海外に居住している者

(2) 言語に関する条件

申請書および報告書は、応募者本人が日本語で作成したものでなければなりません。日本語以外の言語による提出は受理いたしません。

(3) 活動場所に関する条件

上記の(1)と(2)の条件を満たしている限り、活動対象地の国や場所は問われません。

(4) 活動の受益者に関する条件

上記の(1)と(2)の条件を満たしている限り、国籍や民族は問われません。

※注 上記すべての方針は、2025年度の公募助成にのみ適用される特別措置であり、恒久的なものではありません。

3. 助成の決定方法

申請書をもとに選考委員会が厳正な審査と選考を行い、助成先を決定します。
選考会議による審査・選考は毎年 1 回行われます。

4. 助成金額

助成金額は上限 100 万円までです（※）
また審査の結果、実際の助成金額が申請された額よりも減額されることもあります。
※上記の上限額は、対象事業の総予算を指すものではありません。事業総予算のうち、当財団に助成申請される予算の上限を指します。

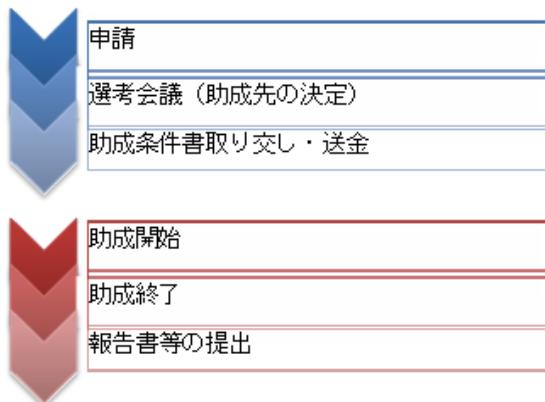
5. 助成期間

本財団が助成により支援する期間は 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）です。
継続して支援を希望することは可能ですが、この場合でも、新規に申請書を提出して頂き、
審査がなされます。

6. 助成終了後に求められるもの（報告書等）

助成期間の終了後、活動報告書、及び会計報告書を提出して頂きます。

7. 助成の流れ（概要）



8. 日程

助成に関する日程は以下となります。

申請受付開始	令和 7 (2025) 年	10 月 20 日
申請受付終了	令和 7 (2025) 年	11 月 20 日(必着)(日本時間 20 日 23:59)
選考会議	令和 8 (2026) 年	1 月下旬(予定)
助成条件書取り交し・送金	令和 8 (2026) 年	3 月末まで
助成開始	令和 8 (2026) 年	4 月 1 日
助成終了	令和 9 (2027) 年	3 月 31 日
報告書提出	令和 9 (2027) 年	4 月 31 日 (必着)

お問合せ

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-16-9 シャンヴィラカテリーナ 5F
公益財団法人庭野平和財団（助成担当 仲野）
TEL: 03-3226-4371
TEL (直通): 090-2202-9206
E-mail: npfgrant@npf.or.jp